

令和3年度
事業計画書

社会福祉法人

八頭町社会福祉協議会

社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会

令和3年度 事業計画

(基本方針)

昨年度は、八頭町社会福祉協議会にとりまして、「新型コロナウイルス感染症」に係る対応のため、年度当初に計画した多くの事業を中止し、若しくは規模の縮小を余儀なくされるという近年経験したことのない事態でありました。そうした中で感染防止対策に万全を期しながら取り組みましたが、命に関わりますこの問題は、今なお終息の目途が立たない現状であります。

今年度のスタートにあたり、この現状を踏まえた上で八頭町社会福祉協議会の使命を改めて問い直して、住民の皆様の方に寄り添いながら地域福祉活動を着実に推進していきます。新型コロナウイルス感染症の予防対策については、引き続き緊張感をもって対処していきます。

今年度も活動の基本は、町と一体となって策定した「みんなで支えあい誰もが自分らしくいきいきと幸せに暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とする「八頭町地域福祉推進計画」の推進です。6年間の計画期間の後期となりますが、八頭町社会福祉協議会は地域福祉の基盤となる組織であり、関係機関・団体との連携を図りながら課題克服に向けて積極的に取り組んでいきます。

重点的な活動として、全ての皆様方が幸せを実感していただくため、住民参画の元で「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを推進します。そして、高齢者・障がいのある人・生活困窮者等の福祉課題の解決に向けた取り組みを包含したものとしていきます。さらには、社会福祉協議会が地域とともに歩むには、地域で活動するボランティア団体との連携が必須でありボランティアセンター運営体制の機能強化を図っていきます。介護保険事業におきましては、町の委託を受けての介護予防事業に積極的に取り組むとともに、事業の安定経営を基本としつつ、皆様が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていただくための事業運営を行っていきます。

今年度 1. 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進 2. ボランティアセンターの機能強化 3. 介護保険事業及び障がい福祉サービスの推進 4. 指定管理事業の管理運営強化に取り組んでいきます。そして、具体的な事業展開として、引き続き取り組む事業、新たな課題として取り組む事業等、的確に捉えて行っていきます。

本年度、取り組むべき基本的な方針として、次の事業を重点項目とします。

【 重点項目 】

1. 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進

(1) 地域づくり事業の推進

- ①まちづくり委員会の設立支援と機能強化
- ②集落サロンの促進
- ③地域見守りネットワークの強化と充実
- ④誰でも集まれる場づくりの推進

(2) 福祉サービスの適切な利用の促進

- ①包括的な相談支援体制の推進と相談窓口の強化
- ②アウトリーチ（支援が届くように働きかける）等を通じた継続的支援
- ③関係機関・専門機関との連携
- ④相談支援ネットワークの充実

(3) 福祉学習の推進と担い手づくり

- ①福祉学習プラットフォームの推進

(4) 福祉事業間のネットワークと協働の推進

- ①社会福祉法人間連携の推進

2. ボランティアセンターの機能強化

(1) ボランティアコーディネート機能の強化

3. 災害時ボランティアセンター設置・運営体制の強化

(1) 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

4. 介護保険事業及び障がい福祉サービスの推進

- (1) 介護保険サービスの充実
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- (3) 障がい福祉サービスの充実

5. 指定管理事業の管理運営強化

- (1) 船岡保健センターの運営強化
- (2) 八東地域福祉センター（鍛冶屋温泉）の利用促進と運営強化

6. 法人機能及び組織の基盤強化

- (1) 情報の公開と広報活動の充実
- (2) 社協運営の基盤強化

7. 人材育成

- (1) 職員の専門性を高めるための技術向上
- (2) 福祉人材の育成と確保

1. 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進

少子高齢化が進む中、地域社会の脆弱化や社会構造の変化の中で、地域課題が顕在化しています。制度や分野を超えて「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会が『丸ごと』につながることで、住民一人ひとりが役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進をしていきます。

本年度は、令和2年度に改正された社会福祉法に基づき、地域共生社会の実現に向けて新たに創設された「**重層的支援体制整備事業**」（令和3年度は、準備事業として実施）への取り組みを進めます。令和元年度より2年間取り組みを進めてきた「**多機関協働包括的支援体制構築事業**」（複合課題を抱える方に対し、分野を横断した包括的な支援体制を構築する）及び「**地域力強化推進事業**」（住民同士の支え合い活動の支援と地域共生社会の実現に向け、多様な主体の参画による活動を推進する）を強化し、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対し、本人に寄り添い伴走する支援体制の構築を目指した相談体制づくり、地域づくりを関係機関と連携しながら推進していきます。

(1) 地域づくり事業の推進

福祉活動への住民参加を促進し、地域のつながりづくり、健康づくり、介護予防の基盤組織として「まちづくり委員会」の全地区設置に向けて推進します。また、活動されているまちづくり委員会活動へきめ細やかな支援を行い、福祉意識のさらなる醸成、福祉活動参加意欲の向上を図り地域共生社会の実現を目指していきます。

(2) 福祉サービスの適切な利用の促進

福祉相談支援センター「ほっと」を相談窓口として、相談者の抱える多様で複合的な課題を受け止め、地域で安心して暮らせるように支援を行います。

相談体制の充実に向けて、相談員・専門機関・関係機関との連携を強化した包括的相談支援体制の充実を図っていきます。

(3) 福祉学習の推進と担い手づくり

地域での助け合いには、住民一人ひとりが福祉意識を高めるとともに、活動への積極的な参加を促すことが求められます。学校や地域住民、当事者団体等と連携し、互いに学び合う福祉学習プラットフォームを推進します。

(4) 福祉事業間のネットワークと協働の推進

町内の社会福祉法人や企業の参画をコーディネートすることにより、福祉ニーズに対応した支援者の支え合いの仕組みの充実と社会資源開発を図ります。

2. ボランティアセンターの機能強化

ボランティア活動に取り組む個人や団体がさらに活発に活動できるよう、コーディネート強化し、支援体制整備・活動の充実を図るとともにボランティア活動参加の促進を図ります。

3. 災害時ボランティアセンター設置・運営体制の強化

災害時に設置する災害ボランティアセンター活動を円滑に進めるために、模擬訓練等を実施し、運営体制の強化を図ります。

4. 介護保険事業及び障がい福祉サービスの推進

介護保険法及び障害者総合支援法に基づく事業所として、本所、船岡支所、八東支所において訪問介護事業・通所介護事業・居宅介護支援事業・障がい福祉サービス事業を展開していきます。安心した在宅生活や自立した日常生活を営むことが出来るよう、常に利用者のニーズの把握に努め、満足していただける質の高いサービスを提供していきます。

5. 指定管理事業の管理運営

町の指定管理事業として、船岡保健センター及び八東地域福祉センターの2施設を管理運営します。地域の福祉コミュニティ拠点となる施設の運営に努めるとともに、ボランティア活動等の地域福祉活動の場となるように施設管理運営をしていきます。さらに、八東地域福祉センターにおいては、鍛冶屋温泉の安全な利用と利用促進を図ります。

6. 法人機能及び組織の基盤強化

社会福祉協議会は地域住民をはじめ様々な関係機関により構成されている法人であることから、高い公益性と透明性が求められています。法人運営の透明性を確保していくため、財務諸表等電子開示システムや本会ホームページなどにより事業概要や計算書類等を公開し、適正な情報開示と会計処理に努めていきます。

そして、社会福祉協議会の事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行をおこなうため、役員会（理事会・評議員会）等を開催し、安定した法人運営と地域の実情に応じた事業展開を検討し、組織の強化を図っていきます。

また、住民の地域活動への参加を促進し、社協活動への理解を深めていくために、広報活動の充実を図っていき、事業推進に重要な会費・寄付金等の財源確保に努めていきます。

7. 人材育成

地域を取り巻く環境の変化により、地域福祉を推進する為の職員の資質向上、技術の向上、知識の深化などがより強く求められています。社協職員として求められる人材としての資質の向上に努め、専門的な資格取得を促進するとともに、意欲的な人材の育成を図ります。

【 事業実施計画 】

社会福祉事業

1 法人運営事業

【本所・各支所】(財源：会費・町補助・介護・寄附金他)

予算 90,510 千円

(1) 法人運営事業

- ① 理事会の開催(理事 6名以上10名以内)
社会福祉法人の意思決定機関として位置づけ、地域福祉の推進にふさわしい事業を実施していくために、審議の場として開催します。
 - ・理事会 年5回(5月、6月、8月、12月、3月)
- ② 監事会の開催(監事 2名)
監事は、理事会への出席や報告の義務、理事の職務の執行を監査し、事業の健全経営や透明性を図るために監査を実施します。
 - ・決算監査 年1回(5月)
 - ・中間監査 年1回(10月)
- ③ 評議員会の開催(評議員 11名以上15名以内)
法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置づけ、地域社会の総意をもって地域福祉を推進するために、法人にとって重要な事項(定款で定められた事項)を決定する議決機関として位置づけ、審議の場として開催します。
 - ・評議員会 年4回(6月、9月、12月、3月)
- ④ 委員会(総務委員会、介護保険事業委員会)の開催
法人の事業推進について検討し、理事・監事の審議の場として開催します。
- ⑤ 評議員選任・解任委員会の開催(委員 5名)
法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な対場から、評議員の選任及び解任を審議する場として開催します。
- ⑥ 福祉サービス苦情解決事業
福祉サービス利用者の意見や要望を汲み取るにより、よりよい福祉サービスの提供を図り、利用者の利益を保護するために取り組みます。
 - ・苦情解決第三者委員(委員 3名)
 - ・施設の意見箱の設置
- ⑦ 役職員研修会
法人運営に資するため、先駆的な取り組みなどを学ぶ研修会の開催及び資質向上の研修を行います。
 - ・先進地視察研修の実施
 - ・役員研修会の実施
 - ・人権学習等の研修会の開催
- ⑧ 災害時における支援体制の推進
 - ・鳥取県内社会福祉協議会災害時の相互応援協定に係る被災地職員派遣
 - ・町との災害時における協定による、災害ボランティアセンター設置運営と避難施設としての使用

(2) えんくるり事業（県内の社会福祉法人が協働実施）

様々な「生活のしづらさ」を抱えながら制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にある方の課題など地域における福祉課題・生活課題に対応するため、鳥取県社会福祉協議会（基幹）と県内の社会福祉法人が支える仕組みを創り、相談、支援体制を充実させて自立支援を行う「えんくるり事業」を協働実施し、困窮相談支援体制の充実を図ります。社会福祉法人の責務として求められる「地域における公益的な取組」として実施します。

- ① 県社協及び参加社会福祉法人との協働の事業として取り組み、連携に努める
- ② 総合相談・支援機能の強化事業（相談員の配置）

(3) 八頭町フードサポート事業

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった生活困窮者に、生活に必要な食料等を提供し、生活再建に向けた支援を行うための事業として推進を図ります。

- ① 事業協力者の登録
- ② 支援協力者より食料品の寄贈
- ③ 生活困窮者への緊急的な食料支援

(4) 広報・啓発事業の充実

- ① 社協広報誌「社協だより」の発行
地域福祉活動事業や社協事業等について、広く住民に理解を得るため、広報誌の発行や情報提供に努めます。
ア 発行回数 年4回（4月、7月、10月、1月）
イ 発行部数 1回あたり6,000部
ウ 配布方法 全戸配布、賛助企業配布、市町村社協配布
- ② ホームページの運営
ホームページを管理運営し、インターネットの即時性を活用した情報発信・情報提供の充実に努めます。
- ③ 社協会費用チラシの配布
福祉のまちづくりを進めるための貴重な財源として、住民の皆様の理解・協力をしていただけるよう広報啓発を行い、財源確保に努めます。
- ④ 社会福祉大会
八頭町・八頭町社会福祉協議会が主催となり、地域で様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績をたたえるとともに、広く住民に福祉のまちづくりの推進を図ることを目的として開催します。

(5) 寄附金事業

- ① 祭壇（葬儀用）の貸出事業
- ② 弔電事業
- ③ 一般寄附金事業の広報

(6) 法人運営の透明性の推進

事業の透明性を図るために、広報誌（社協だより）、ホームページ等で必要とされる情報を積極的に公開していきます。

- ① 事業計画・事業報告
- ② 予算書・決算書
- ③ 財務諸表・現況報告書
- ④ 介護保険事業の介護サービス情報
- ⑤ 諸規程、マニュアル等の情報
- ⑥ その他公開すべき情報

(7) 事業運営の検討、充実強化を図る

- ① 社協事業について検討し、運営の基盤強化を図る
- ② 民間会計事務所による経営診断
- ③ 事務局機能の管理運営（総務・地域・支所）
- ④ 諸規程を見直し、充実に努める
- ⑤ 法人の事業の実施状況、検討を進めるとともに円滑な事業実施体制の構築に努める。
 - ア 課長会（月1回）の開催
 - イ 係長会の開催（月1回）の開催
 - ウ 事業部会の開催（事業・業務等の改善、見直しの促進）
 - エ 事業担当会議等の開催

(8) 職員の人材育成及び確保

- ① 外部研修への参加の促進
- ② 福祉関係の資格取得の促進
- ③ 職員の専門性を高めるための研修会等の参加及び資質向上を図る
- ④ 職場内学習・研修会の計画的な開催
 - ア コンプライアンス（法令遵守）の学習会の開催
 - イ 人権学習会の開催
 - ウ あったかほのぼの、ヒヤリ・ハット、苦情の学習会の開催
 - エ 安全衛生学習会の開催
- ⑤ 職員の社会貢献活動の実践

(9) 財源の確保

社協会費、募金、寄付金等について、啓発活動をおこない財政の安定確保に努めます。また、積極的に助成制度の活用にも努めます。

- ① 社協会費（一般・特別）の財源確保
- ② 寄附金の確保
- ③ 共同募金配分金の確保
- ④ 町補助金、受託事業の安定確保
- ⑤ 介護保険事業の財源確保
- ⑥ 民間助成制度の活用
- ⑦ 介護職員処遇改善加算取得

(10) 福祉機器・介護用品斡旋事業

地域住民の在宅での生活支援事業として日常的な介護用品等の貸出・斡旋等を行い在宅福祉サービスの充実を図ります。

- ① 福祉機器の貸出（車いす・ポータブルトイレ等）
- ② 介護用品の斡旋・管理事業

2 施設管理運営事業

【本所】（財源：町補助・寄附金他）

予算 4,455 千円

老人福祉センターとして、在宅福祉サービスやボランティア活動などの地域福祉の拠点として管理運営、維持管理を行います。

(1) 郡家老人福祉センターの施設管理

- ① 郡家老人福祉センターの管理運営
- ② 施設の老朽化による整備等

3 地域福祉活動推進事業

【本所・各支所】（財源：会費・町補助・寄附金・介護他）

予算 14,317 千円

(1) 総合（心配ごと）相談事業

地域住民からの多様な生活課題を受け止め、解決に向けた相談支援を行うとともに各関係機関や地域とのネットワークを構築し、地域における幅広い協働や連携のもと課題解決に向けた支援体制づくりを行い、住民の福祉向上を図ることを目的とします。

- ① 総合（心配ごと）相談事業の運営
- ② 各相談窓口との連携

(2) 地域福祉関係委員の育成・支援

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、高齢者も含めた住民が主体的に地域の担い手となり、住民が一体となって高齢者等を地域で見守り支え合うしくみづくりを推進するとともに、地域福祉を担う福祉関係委員等の育成と活動の支援の推進を図ります。

① 地域福祉推進協議会委員との協力・推進

地域住民の福祉向上を目指し、八頭町社会福祉協議会の事業推進に協力するとともに、住民の意見や住民の立場から見た社協事業に助言を行い、地域福祉の推進を図ります。

② 地域福祉推進協議会の開催

③ 福祉推進員の育成、活動支援

近隣の住民に一声かけることや民生児童委員やボランティア、愛の輪協力員、小地域福祉推進組織（まちづくり委員会）、社会福祉協議会と協力して、地域の福祉課題を発見し、協働で解決に結びつけるなどの役割をし、地域の見守りを推進します。

④ 愛の輪協力員の設置の推進、支援

ひとり暮らし高齢者など日常生活に不安を抱える世帯に対して、日常の

話し相手、声かけや見守り、安否確認等していただく方を設置するとともに、その活動を支援し地域での見守り体制を強化します。

⑤ 民生児童委員との連携・活動支援

(3) 集落福祉活動の促進

① 集落サロン事業

地域の一人暮らし、虚弱、高齢、障がい等のため外出の機会が少なく家に閉じこもりがちな方々が、地域の身近な公民館等でボランティアと共にふれあいを深め、孤独感の解消、健康づくり・仲間づくりを通して、生きがい活動の場となるように支援を行います。

ア ふれあいサロン運営助成をし、活動を支援します。

イ ふれあいサロンの立上げ促進

ウ ふれあいサロン世話人連絡会を開催し、サロン運営・活動の支援を行います。

エ 地区合同サロンの実施によるまちづくり・サロン相互連携の推進を図り、サロンのタ立ち上げ、運営支援を実施します。

(4) 地域見守りネットワーク（こだまネットワーク）事業

日常生活において支援を要する人に対し、ネットワーク体制整備を図ることにより、住み慣れた家で、いつまでも安心して暮らすことができるように、関係団体や関係機関と協力しながら安心・安全な地域づくりを目指します。

① 福祉関係委員の見守り・連携により、生活課題の早期発見し、各関係機関と連携をとり、解決をしていきます。

② 小地域福祉推進組織（まちづくり委員会）との連携、協力

③ 町の防災支援体制との連携

(5) 福祉学習推進事業

児童、生徒、学生のボランティアを積極的に受け入れ、福祉の心を育てる取り組みを進めます。また、地域での共生型交流事業等を通じて地域住民の福祉学習を進めます。

① 福祉教育指定校の設置

町内の全学校を福祉教育推進校に指定し、児童・生徒の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進を図ります。

② 福祉教育指定校との意見交換会・担当職員連絡会の開催

福祉教育事業の取組を充実させるための担当者会議を開催し、意見交換を行います。

③ 生徒への福祉体験学習の実施

町内の中学生、高校生等の福祉体験学習の場を提供し、そこから得られる出会いと共感の中から、心を育み、社会福祉への理解と関心を深めることを目的に実施します。

④ 福祉学習プラットフォームの推進

地域住民と地域の子供たち、当事者やその家族、大学生ボランティア等が交流することにより、その地域を知るとともに、地域の良いところを確

話し、お互いの理解を深め共生型交流事業による地域での福祉学習を推進します。

⑤ 学生・教職員の福祉体験実習の受入れ

障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行う施設として学生等の資格取得するための受入れ支援を行います。また、専門人材育成のための医療・福祉専門職の地域実習の受け入れを調整します。

(6) さわやか福祉基金助成事業

高齢者の在宅福祉サービスの充実のため、地域住民による配食のボランティアの活動を支援し、併せて配達ボランティア等を活用育成し、利用者の安否確認等の事業を行います。

① 配食サービス事業の実施

(65歳以上の独居高齢者、その他必要とする世帯に配食サービスを実施)

② 利用者の安否確認

③ ボランティア（調理・配達）の研修・育成

(7) 高齢者新スポーツ・文化振興事業

① 囲碁将棋大会の開催

高齢者の文化活動を通じて健康づくりや仲間づくりを促進し、高齢者の社会参加高揚を図る事業として囲碁・将棋大会を開催します。

(8) 在宅福祉推進事業

地域住民同士が「お互いさま」の気持ちで、ふれあいを通しながら「自分の家で、いつまでも元気で暮らしたい」という願いを実現できるように地域交流事業の推進を図ります。また、福祉用具を貸出し、地域の活動支援を行います。

① 高齢者交流事業（高齢者の生きがいと健康づくり）

ア 一人暮らし高齢者交流会の開催（なかよし会）

イ 世代間交流事業（一人暮らし高齢者と小中学生等）

ウ 福祉用具（レクリエーション用具）・機材の貸出事業

(9) 災害時における支え愛地域づくり推進事業

地域住民組織または住民組織の連合体が主体となって、支え愛マップづくりや地域支え愛会議を通じ、独居、寝たきり及び認知症の高齢者、障がい者等（要支援者）に対する災害時の避難支援の仕組みづくりや支え愛避難所、災害時の対応を円滑進めるための平常時の見守り等取組及び災害時の要支援者の避難支援に係る課題解決のための支え愛活動の地域づくり推進事業を図ります。

① 災害時要支援者対策促進事業

支え愛マップづくりを通じ、要支援者に対する災害時の避難支援の仕組みづくり等

② 災害時要支援者対策ステップアップ事業

支え愛マップづくりを通じ、認識・共有された避難支援に係る課題解決に向けた取組

- ③ 災害時要支援者対策モデル事業
- ④ 支え愛マップづくり、避難訓練、支え愛避難所整備までの一連の取組

(10) 災害時における災害ボランティアセンター運営体制の構築

災害発生時に被災者を支援しようとするボランティアと被災者をコーディネーターし、ボランティア活動を円滑に推進することで、被災者が一日も早く安心した生活を取り戻されることを目的とする災害ボランティアセンター運営体制の構築を図ります。

- ① 福祉関係委員等の参加による模擬訓練の実施

(11) 八頭町地域福祉推進計画（第2次 八頭町地域福祉活動計画）の推進

平成30年度から令和5年度を期間とした「八頭町地域福祉推進計画」に添った着実な推進に向けて活動をしていきます。

- ① 事業推進の管理・運営
- ② 事業進捗管理委員会の開催（進捗管理委員15名）

(12) 地域福祉事業等の調査、検討

社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、社会福祉事業では十分に対応できない者に対する支援の必要性が高まっています。社会福祉法人として既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことが社会福祉法人としての責務となっています。今後の地域福祉事業等の推進において、住民ニーズに沿った事業を図るために、創意工夫を行うとともに、調査、検討に努めます。

- ① 地域福祉活動推進事業の見直し等の検討
- ② 法人後見制度等の研究・検討

4 福祉サービス利用援助事業の充実（日常生活自立支援事業）

【地域福祉】（財源：県社協補助）

予算 1,337 千円

県社協と連携を取りながら、高齢者や障がいのある方の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるよう福祉サービスの利用、日常的金銭管理の支援をします。また、日常生活に支障がある方の、福祉サービスの利用に関する相談、助言等の事業の推進を図ります。

- ① 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを上手に利用していただくために、情報提供や利用手続きをします。

- ② 日常的金銭管理サービス等（利用料は有料）

生活費の払い出し、公共料金支払いや年金の受取など日常的なお金の管理をします。

- ③ 書類等預かりサービス

通帳、印鑑、証書など大切な書類を預かります。

- ④ 生活支援員との連携・支援

契約締結後、生活支援計画にもとづき定期的な支援を行う生活支援員と連

携を図ります。

- ⑤ 内部監査会、県監査の実施
- ⑥ 県社協、福祉関係機関との連携・協力

5 ボランティアセンター事業

【地域福祉】(財源：会費・町補助・寄附金他)

予算 1,131 千円

地域で活躍する豊富な人材の中で、地域で活動できるようなボランティア人材を発掘して、育成する研修・養成講座に取り組み、ボランティアへの理解を深めるとともに、ボランティア活動への登録、推進に取り組んでいきます。また、広報・啓発活動にも努め、ボランティアセンターとしての機能の充実を図ります。

- ① ボランティアコーディネーターの配置とボランティア活動の支援
ボランティアニーズを把握するとともに、支援にあたるボランティア活動者とのマッチングを行うコーディネート機能を強化し、ボランティア活動の支援をします。
- ② 体系的なボランティア研修システムの構築
幅広い活動、専門性のある活動へステップアップするための研修を開催します。
 - ・傾聴ボランティア研修
 - ・手話入門研修
 - ・手話ステップアップ研修
- ③ ボランティア団体の組織化・育成支援
- ④ 学校・企業との連携による若年層のボランティア活動参加の促進
- ⑤ 地区との連携によるボランティア活動支援
地域ニーズにあったボランティア活動を支援します。
- ⑥ ボランティア広報誌「ボラズバツ」の発行(年4回)1回あたり
6,100部
- ⑦ ボランティアセンターの組織強化

6 補助事業(町)

【地域福祉】(財源：町受託)

予算 24,370 千円

(1) 重層的支援体制整備事業(新規)

(※R4年度に重層的支援体制整備事業へ移行するための準備事業)

令和2年の社会福祉法改正により、あらたに重層的支援体制整備事業が創設されました。これは、これまで進めてきた地域づくり、包括的な相談支援体制構築を強化発展させるもので、多機関の連携・協働体制を強化し(多機関協働事業)、複雑化、複合化する生活課題を包括的に受けとめることができる相談体制と、専門分野を横断した支援ネットワークの構築を図る(包括的相談支援事業)とともに、誰もが参加することができる様々な集いの場づくりを進め、課題を抱えた人・世帯を地域の関係につなぎ戻し、人と人のつながりの中で支え続けることができる地域づくりを一体的に進めていく(地域づくり事業)ことを目指しています。また、自ら支援につながる事が難しい人、拒否的な人に対するアウトリーチ等によるつながり続ける相談支援も行っていくこと(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)(参加支援事業)となっています。

それに伴い、これまで国庫補助事業として取り組んできた共助の基盤づくり事業・地域力強化推進事業・多機関協働包括支援体制構築事業は本事業に移行し一本化され、令和3年度については、移行準備事業として本格施行に向けた準備を進めます。

【令和3年度実施項目】

- ① 包括的相談支援事業
- ② 多機関協働事業
- ③ 地域づくり事業
 - ・包括化推進員を配置し、関係機関・専門機関及び住民組織との連携を行う。
 - ・「地域共生ケア会議」の開催
 - ・弁護士相談等（月1回）の事業開催
 - ・地区総合相談窓口の支援
 - ・社会福祉法人連絡会の立上げ推進
 - ・コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置
 - ・まちづくり委員会の設置に向けた取り組み
 - ・福祉関係委員研修会（地域支え愛講演会）の開催
 - ・地区まちづくり委員会の研修会、連絡会の開催
 - ・地区を基盤とした見守りネットワークの推進と福祉関係委員との連携
 - ・地区福祉活動計画策定支援
 - ・地区総合相談窓口の支援

【実施検討事業】

- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業実施への検討
- ⑤ 参加支援事業実施への検討

（2）生活困窮者自立相談支援事業

近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に行う生活困窮者自立支援法の施行により、自立相談支援事業として関係機関と連携を図りながら、取り組んでいきます。

- ① 八頭町福祉相談支援センター「ほっと」

相談窓口としての総合支援体制を行うために、あらゆる相談を一旦受け止めて課題を整理し、専門支援機関につなぐとともに、相談窓口としての機能充実を図ります。
- ② 相談支援専門職の配置

生活困窮者に対して広く相談業務を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（アセスメント）した上で、支援の種類及び内容等を記載した計画（プラン）の策定をし、自立に向けて寄り添った伴走支援を行うとともに包括的・継続的に支援を行います。
- ③ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていきます。さらに、生活困窮者の支援にあたって

は、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たな社会資源を発掘することに努めます。

- ④ 地区総合相談窓口の連携
- ⑤ 相談支援ネットワークの充実
- ⑥ 関係機関の連携を図る「支援調整会議」の開催
- ⑦ 行政機関との連携を図る「推進会議」の開催
- ⑧ 権利擁護センター設置に向けての検討
- ⑨ 市民後見人養成の推進

(3) 家計改善支援事業 (2年目)

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして家計管理に向けた支援を行うことで、生活の再生に向けた意欲を引出し、早期に生活が再生されることを支援していきます。

- ① 家計支援員の配置
- ② 生活困窮者自立相談支援事業、関係機関、専門機関との連携

7 共同募金配分金事業

【地域福祉】(財源：共同募金配分金、参加費収入)

予算 4,408 千円

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に共同募金の配分金を活用し事業推進を行います。

(1) 老人福祉活動

高齢化が進むなかで、「仲間づくり、健康づくり」などの活動の支援に取り組めます。また、町老人クラブ連合会の事業に支援、協力していきます。

- ① 長寿お祝い事業
ア 敬老の贈り物事業
敬老の日にあたり、長年にわたって地域福祉に尽くされたことに敬意を表して米寿のお祝いをします。
- ② 高齢者福祉活動事業
ア 一人暮らし高齢者交流会事業 (なかよし会・ぼちぼち会)
イ 生きがい増進事業 (男塾／男性の仲間づくり)
- ③ 老人福祉助成事業
ア 老人クラブスポーツ大会助成事業
イ ふれあいサロン助成事業

(2) 障がい児・者福祉活動

障がい者事業及び身体障害者福祉協会への支援、協力をしていきます。

- ① 障がい福祉サービス事業所等の支援
ア 障がい福祉サービス事業所助成事業
イ 障がい者交流会事業
- ② 障がい者家族親善スポーツ大会への支援
- ③ 町外施設入所の心身障がい児(者)里帰り事業の支援、協力

(3) 児童・青少年福祉活動

年々少子化が進むなか、次代を担う児童が、健やかに成長していけるような施策を進めます。

- ① 環境美化活動事業
花苗等生産活動助成（保育所5・小学校4・中学校1）
- ② 小学生福祉体験事業（優愛塾）
小学生を対象に色々な体験活動を実施
- ③ 子育て活動支援事業
子育て支援センター活動支援
ファミリーサポートセンター支援事業
- ④ 保育園児クリスマスプレゼント事業
町内の保育所園児に、クリスマスプレゼントをします。

(4) 母子・父子福祉活動

母子・父子福祉の一層の充実に取り組むとともに、母子・父子福祉に対して、積極的に支援、協力をしていきます。

- ① 連合母子会への助成事業
- ② ひとり親家庭中学生卒業祝い事業
町内の一人親家庭の中学卒業者に卒業を祝う事業を行います。

(5) 福祉育成・援助活動

- ① 福祉まつり開催事業
幅広い世代を通して、支え合う福祉の心を育むとともに、ボランティア活動の活性化・地域での支え合い活動の推進を図り、みんなで安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進を 目的に「福祉まつり」を開催します。
- ② もちつき交流会事業
- ③ まちづくり委員会の活動助成事業
- ④ 広報誌発行（社協だより）
- ⑤ 地域福祉学習事業（福祉学習プラットホーム事業）
- ⑥ 災害見舞い事業（地震、豪雨、火災等）
- ⑦ 地域福祉活動助成（繋がりづくり、支え合い活動事業助成）

(6) ボランティア活動育成事業

- ① 地域ボランティアの育成助成事業
- ② 新規ボランティア活動への講師派遣等の支援事業

(7) 歳末たすけあい事業

- ① 歳末おせち配布事業
支援を必要とする高齢者等におせちを配布し新たな年を迎えることができるように支援するとともに、安否確認を行います。（利用者負担あり）
- ② 重度障がい者見舞品配布事業
重度障がい者に、新たな年を迎えるにあたり、地域で安心して暮らせるように福祉支援を行います。

- ③ 障がい福祉作業所（B型事業所）への歳末行事助成事業
- ④ 交通遺児見舞金

8 地域支援事業（町受託事業）

【本所・各支所】（財源：町受託、参加費収入）

予算 23,351千円

町民のニーズを町へ提案するとともに、町の委託事業を積極的に受け入れ、町民の皆様が必要としているサービスが提供できるように努めます。

(1) 生活支援コーディネーターの配置

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施にともない、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的としています。関係者のネットワークや既存取組・組織等も活用しながら、地域において高齢者の身近なところでニーズに合ったサービスの開発やサービスの担い手の発掘・養成等を行う、生活支援コーディネーターを配置して事業の推進を図ります。

- ① 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発
・生活支援サポーターの養成
- ② サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築
- ③ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング
- ④ こだまネットワークの推進と福祉推進委員との連携
- ⑤ 地域見守りネットワーク体制の強化と充実

(2) 介護予防教室事業（一般介護予防事業）

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、また要介護状態にならないようにするために、体操・運動（百歳運動）を取入れながら、認知症や寝たきり予防等の学習・レクリエーション等を通じて健康維持向上のための事業を行います。高齢者の健康づくり及び身体機能の維持と筋力向上、また、生活習慣病等の予防と悪化防止のための運動指導等を行います。

- ① ミニデイ
- ② まめな会
- ③ ぼちぼち会・なかよし会
- ④ いきいき健康教室
- ⑤ 健康ウォークリー
- ⑥ カラオケ健康教室
- ⑦ 介護予防教室事業

(3) 通所型介護予防事業（はつらつ教室）（通所型短期集中サービス事業）

要支援者等（要支援1、2の認定者及び事業対象者）を対象に地域包括支援センターが作成する介護予防支援計画に基づき、運動器機能向上プログラムと口腔機能向上プログラムといった専門的で複合的なプログラムを集中的に実施し、要介護状態への予防、地域において生きがいのある自立した日常生活の営みができるように支援事業を実施します。

- ① 運動機能向上プログラム

② 口腔機能向上プログラム

3事業所 利用者10名程度、利用回数 24回(4月～9月)

利用者10名程度、利用回数 24回(10月～3月)

(4) 食の自立支援事業(任意事業)

栄養改善が必要な高齢者等に対し、配食の支援を行うとともに、高齢者の状況を定期的に把握し、必要に応じ地域包括支援センター等に連絡するネットワークを構築します。

(5) 家族介護教室事業(任意事業)

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくようにするため、高齢者を介護している家族などに介護の方法及び予防についての技術の習得、介護相談などの教室を開催します。

(6) 産前・産後ヘルパー派遣事業

母親の産前・出産後間もない時期に、体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事等の支援を行います。

9 資金貸付事業

【総務・地域】(財源：貸付・県社協委託)

予算 882千円

社会的基盤の不安定な低所得の方々に、低金利又は無利子での貸付を行い、自立に向けた取り組みを図ります。

- ① (県)生活福祉資金貸付制度の広報
- ② (県)生活福祉資金貸付事業の実施

生活福祉資金制度(福祉資金、教育支援資金)は世帯の経済的自立や生活意欲の助長を促進し、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。利用者の相談の受付事務を担当し、県社協を通しての貸付を行います。

- ③ 緊急小口貸付資金の貸付事業の実施

低所得世帯等で緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に5万円までの資金の貸付を行います。

- ④ 高額医療資金貸付事業

高額医療費の公費負担となる額の一時払いに著しく困難であると認められる者に資金の貸付を行います。

10 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業

【船岡】(財源：訪問介護保険収入他)

予算 21,522千円

介護保険法に基づく訪問介護事業所として、要介護状態にある高齢者に、サービス提供の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した介護保険サービスの提供をします。

また、要支援等(要支援1、2の認定者及び事業対象者)にある高齢者には、

介護度の悪化を防ぎ、現状の生活機能の維持・向上を目指すことができるような援助を行う訪問介護相当の訪問型サービスの提供を行い、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業者として、サービスを提供します。

- (1) 訪問介護事業
 - ① 船岡事業所
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
 - ① 船岡事業所
- (3) 介護保険制度の改定による報酬等の確保
- (4) 介護保険事業の介護サービス情報の公開

1.1 通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業（デイサービス）

【本所・各支所】（財源：通所介護保険収入他） 予算 303,988 千円

介護保険法に基づく通所介護事業所として、要介護状態にある高齢者に、サービス提供の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した介護保険サービスの提供をします。

また、要支援等（要支援1、2の認定者及び事業対象者）にある高齢者には、通所型サービスの提供を行い、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業者としてサービスを提供します。

- (1) 通所介護事業
 - ① 本所事業所
 - ② 船岡事業所
 - ③ 八東事業所
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業
 - ① 本所事業所
 - ② 船岡事業所
 - ③ 八東事業所
- (3) 介護保険制度の改定による報酬等の確保と加算体制の強化
- (4) 介護保険事業の介護サービス情報の公開
- (5) ボランティア・実習生等の受入
- (6) 介護保険事業の調査・検討
 - ① 介護保険事業等の事業運営についての検討
 - ② サービス別担当者会議への参加
 - ③ 介護保険事業の利用者満足度調査等

1.2 障がい福祉サービス事業

【本所・各支所】（財源：障害福祉サービス事業収入他） 予算 6,566 千円

障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所として、障がいのある方々が自立した日常生活を営むことが出来るようヘルパーを派遣し、サービスの質・量が確保されるよう諸機関との連携を図ります。

- (1) 居宅介護事業（ホームヘルプ）の充実
障がい者の居宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行う他、

通院時に必要な介助を行います。

- ① 船岡事業所
- (2) 重度訪問介護事業の充実
重度の障がい者で、常時介護を必要する方に、自宅で入浴等の身体介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。
 - ① 船岡事業所
- (3) 基準該当サービスの実施（障がい者の入浴サービス）
 - ① 本所事業所
 - ② 八東事業所

公益事業

1 3 委託施設管理事業（指定管理）

【船岡支所・八東支所】（財源：町受託（指定管理）、利用料収入他） 予算 21,934 千円

- (1) 船岡保健センター（令和元年度～3年間）
- (2) 八東地域福祉センター（令和元年度～3年間）
 - ① 鍛冶屋温泉運営協議会の開催

1 4 居宅介護支援事業

【本所・八東支所】（財源：居宅介護保険収入、受託他） 予算 78,308 千円

要介護者ができる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい自立した生活が送れるよう、適切な居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置し、2事業所で居宅介護支援事業を行います。要支援の介護予防ケアプラン作成は、地域包括支援センターから必要に応じて受託をし、介護予防サービス計画及び総合事業の介護予防ケアマネジメントの作成を行います。また、引き続き要介護認定調査を受託します。

- (1) 居宅介護支援事業
 - ① 本所事業所
 - ② 八東事業所
- (2) 介護保険事業の受託事業
 - ① 訪問調査
 - ② 住宅改修
 - ③ 介護予防サービス計画、総合事業の介護予防ケアマネジメントの作成
- (3) 24時間連絡可能な体制の確保と改定による報酬等の加算体制の強化
- (4) 特定事業所加算取得事業所として実習指導者を配置し、介護支援専門員実務研修者の受入体制を図ります。
- (5) 介護保険事業の介護サービス情報の公開
- (6) 在宅医療・介護連携の推進
- (7) 介護保険事業の調査・検討
 - ① 介護保険事業等の事業運営についての検討
 - ② 事業所間の担当者会議の開催
 - ③ 介護保険事業の利用者満足度調査等

1 5 共同募金委員会等への協力

共同募金委員会を通して、赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動に協力し、募金協力事業所の開拓など募金活動に協力していきます。

- (1) 鳥取県共同募金会八頭町共同募金委員会等の開催、協力
- (2) 八頭町共同募金委員会審査委員会の開催、協力
- (3) 赤い羽根共同募金運動の募金活動と有効活用
- (4) 歳末たすけあい運動への協力
- (5) 災害見舞の実施
- (6) 協力事業所の開拓

1 6 諸団体等への活動支援

地域を支える諸団体の育成と支援を行うとともに、他法人等への協力・連携をして、地域福祉活動の展開をしていきます。

- (1) 民生児童委員協議会の活動支援
- (2) 老人クラブの活動支援
- (3) 身体障害者福祉協会の活動支援
- (4) 心身障害児（者）保護育成会の活動支援
- (5) 遺族会の活動支援
- (6) 日赤奉仕団への協力支援
- (7) 更生保護活動事業への協力
- (8) シルバー人材センターへの協力
- (9) その他、諸団体等への協力、連携